

## 第154回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和5年8月1日（火） 11:00～12:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和5年の提案募集方式に係る重点事項等について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（大橋部会長）まず、全国知事会から説明をお願いしたい。

（全国知事会）資料の2ページは総論であるが、今回、重点募集テーマとして連携・協働、人材（担い手）確保が設定された。全国知事会として求めてきた内容でもあり、ターゲットが絞られ、具体的な成果も発信しやすく大変ありがたい対応だと考えている。

計画策定については、これまで内閣府にて重点的に取り組んでいただき、非常に大きな成果が出ている。私どもも提案で積極的に取り組んでいきたいと思うので、引き続きよろしくをお願いしたい。

計画策定以外の義務付け・枠付けの見直しについても、いろいろな御意見を各都道府県から受けており、迅速な対応をお願いしたい。

次に、4ページ、連携・協働に係る提案の具体例として、都道府県の提案の中から一つ取り上げている。東京都からの御提案で、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係るプッシュ型通知の導入である。市町村であれば、住民基本台帳により庁内で情報を確保できるが、都道府県では住所の変更の状況等は直ちに承知できない。納税者の本人確認のために最新の住所情報を把握するには、住基ネットで照会をして確認するが、納税証明書の発行の場合には納税者側に、住所変更を確認する場合には都道府県側に事務負担が生じる状況である。その結果、例えば都道府県が誤った住所、過去の住所に納税通知書を送付して、返送されて再送付をするという事例が現実に生じており、東京都の実例では、固定資産税や自動車税の場合は1万件を超えるような件数がそのような取扱いとなっている。このため、プッシュ型で情報を提供するような仕組みに変えてもらえないかという提案である。事務負担の軽減、納税者の利便性向上にも資する御提案であるが、関係府省からは、システムの変更にも関わってくることや、具体的な運用の中でもコストが発生するため、費用対効果を踏まえて検討ということである。この辺りについて、実際の費用対効果を御確認いただきながら、御検討いただきたい。

次に、5ページ、人材（担い手）確保に関する提案の具体例であり、大阪府をはじめ近畿地方の都道府県、主に西日本に共同提案団体が多かった提案であるが、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長である。現在の特例措置は10年間、つまり令和7年3月31日まで、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の資格要件が緩和されている。この緩和がなくなると、特に片方の資格しか持っていない方が、仕事をしながら資格を取り直さなければならず、簡単にできない状況である。年配の方などは、この際もう辞めてしまおうという現実の声もあると、御提案の中で言われている。少子化への対応が求められている中で、その担い手となる人材が不足する、現場が苦勞するという事は、なかなか現実には難しいということで、当分の間、現行の特例措置を延長するという提案がなされている。現実問題として少子化が政府の中でも最大のテーマとなり、社会の中でも重要と受け止められているため、ぜひ提案を受け止めていただきたい。

続いて、8ページ、計画策定等に係る提案の具体例ということで、これは重点事項ではないが、千葉県から提出されており、ほかの県からも追加共同提案があったものである。地域医療介護総合確保基金の管理方法及び計画の策定方法の見直しである。地域医療介護総合確保基金は、予算に基づいて造成年度ごと

に管理をすることとされている。平成26年度以降の制度であるため、既に9つの計画が年度ごとに輪切りのように各都道府県で策定され、それぞれの計画を別物として管理するようになっており、過年度に実施した貸付事業に係る返還金が生じた場合、その過年度分の基金に戻すという、完全に輪切りの運用となっている。年度ごとの事業に国費が入っているが、対象事業や要件が異なっていることがあり、管理も別々にしなければならないが、運用する側からすると、事務が複雑化し、誤りが生じる可能性がある。誤りが生じると、場合によっては国庫返納にもつながるため、管理に大変注意を要する。目的そのものは大きく変わらないため、それぞれの年度で運用が違っているものを、全体として管理するように制度そのものを捉え直し、共通のものとして管理するように見直してもらえれば、年度ごとの管理も不必要になり、執行もより効率的・効果的に取り組むことができる。担当部局と財政当局の間で調整が必要であると思うが、そこはぜひ議論をして取組を進めていただきたい。

続いて、義務付け・枠付けの個別の内容について、10ページ、従うべき基準に係る提案の具体例で、長野県からの提案であるが、特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充で、提案内容は3つある。一般的な事業協同組合の中で、人口急減地域においては、年間を通じて1つの仕事で所得が確保できないということで、様々な地域の事業・業務に携わることによって年間の所得を確保することを特例的に認める法律をつくらうと、議員立法で成立した仕組みである。一般的な事業協同組合の特例であるため、国費が入っており、現実には農山村における活動が多いが、農閑期の仕事という今の制度では難しく、建設業は一般的に派遣法上、対象外ということで、この特例的な制度においても対象外になっている。そういったものに使えないことで仕事が満遍なくできず、組合員以外を雇用することもできない。また、市町村の地域以外・区域外での派遣も難しく、現実的になかなか効率的に活用するのは難しい状況であるとのことで、追加共同提案をしている県もある。先述のとおり、議員立法により特例的につくった制度であって、運用開始からそれほど時間がたっているわけではないため、いろいろな御議論はあろうかと思う。担当省庁と派遣法等を所管する省庁等々での調整が必要だと思うが、ぜひもう一度それぞれの立場で御議論いただきたい。

12ページは、こども・子育てに関する提案の具体例である。小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加ということで、現状では山間地、漁業集落、僻地、離島は10人未満でも交付金の対象になっているが、そのように類型化されていないところでは、その都度厚生労働大臣の承認を受けなければならない制度となっている。提案内容にもあるが、10人以上と見込んでいて交付金を当てにしていたが、10人未満になってしまったという事例が、オールドニュータウンや都市の近郊の農村地域等で発生している。兵庫県、滋賀県、京都府や、その周辺の市などで共同提案されているものである。実績もある程度積み上がっているため、類型化し、手続を簡素化することについて、ぜひ御検討いただきたい。

(大橋部会長) 次に、全国市長会から説明をお願いしたい。

(全国市長会) 21ページに全事項に共通する意見を記載している。1ポツ目から事務・権限の移譲のスケジュール、手順、財源、人員の話、4ポツ目は移譲を円滑に進めるために必要な支援を求めるものであり、従来からお願いをしているものである。5ポツ目の計画の策定等については、今回、骨太の方針2023やナビゲーション・ガイドにしっかりと記述があったので、実効性が上がるよう、各府省に対して働きかけ等をしっかりお願いしたい。

続いて、22ページは重点事項の内訳の総括表であり、今回、全国市長会として重点事項をはじめ40項目に意見を出している。これらは現場の声であり、よろしく御検討をお願いします。

以下、個別の事項について御説明する。初めに、デジタル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)の観点からの提案についてである。23ページの管理番号36番、登記事項の公用請求について、これはかなり賛同の声も上がっている。システムができているものであるため、国・地方のシステムの連携を進めてほしい。

また、管理番号13番及び55番は、里帰り出産、妊産婦のフォローについての提案である。住所地自治体と里帰り先自治体との連携について、どこで出産するかというのは御本人の意向であるため、里帰り出産を特に推奨するという観点ではないが、里帰り出産には意義もあり、自治体からこういう声が上がってく

るとするのは、里帰り出産を受け入れる側も頑張ろうという気持ちがあるためであり、個人情報等の話はあるにしても、将来的にこのような課題、特に今、こどもの話が盛んに出ているため、管理番号13番と55番をまとめて所管省で検討し、システム等を生かしながら進めてほしい。

35、36ページの管理番号35番、134番、182番は、いずれもマイナンバーカードの関係である。35番が代理人交付の場合の本人確認や、電子証明書の更新期限の話で、いずれも当然のことながら厳格な本人確認等が前提ということは十分承知している。また、マイナンバーカードの保有率が上がってくる中で、先々のことも見据え、様々な建設的な議論がされていると承知している。そのような中で、来年度すぐには難しい面もあろうかと思うが、先々のマイナンバーカードの利用等の観点もぜひ加えてほしい。

次に、従来必要とされていた手続や規制であっても、時代の流れの中で、観点を変えてもいいのではないかと思われるもの、これが地方分権の主題になろうかと思う。一つは、特に今回人材（担い手）確保でも挙げられているが、26ページの民生委員の関係である。民生委員は高齢化やなり手不足もある中、様々な地域で高齢者の見守り等に関わり、児童扶養手当の受給資格の確認や生活福祉資金貸付の関係など、いずれも大事な仕事で、民生委員が手伝えることは従来から必要であったし、今後も民生委員の役割は変わらないと思う反面、本当にどこまでが手続的に必要なものであるのかについて疑問も残る。もちろん民生委員の負担軽減を考慮することも重要であり、自治体の事務が要らないという観点ではなく、時代の流れの中で民生委員にどこまでお願いするのか。また、なり手が不足している中、選任方法についても在勤者まで民生委員に入れるかということもある。民生委員には大事な仕事を地域で果たしてもらっているので、そのような観点を、ぜひ御検討・御議論をお願いしたい。

次が29、30ページのこどもの関係である。管理番号92番、131番、225番、180番であり、225番の小規模放課後児童クラブの話は、先ほど全国知事会から話があった。92番は用途が不明確なまま支出しているのかというものであり、財政当局との議論が必要と思う。

131番の育児休業の話も非常に難しい面はある。ただ、実際に現場でこういう部分が常態化している。もともと育児休業の制度自体が1年ではあるが、特別な事情で保育がかなわないという場合もある。育休へのニーズが非常に多様化しているという観点から、御議論をお願いしたい。

また、180番の市町村子ども・子育て支援事業計画の量の見込みについて、これはもともと今の子ども・子育ての無償化の議論が始まったときに、待機児童の解消の観点から、量の見込みには意味があった。ただ、自治体からは、単に事務が大変ということではなく、算出や計画策定にかかる費用対効果が小さいのではないかという指摘もある。量の見込みの計画は、個人の利用意向等に左右される部分が大きいので、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは現実的に困難であり、実務的には推計値に基づいてサービス提供体制を整備するよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討することが基本となっており、策定した計画が十分に活用されていると言えない状況にあるという現場の声がある。待機児童等の状況が変化している中で、最初に子ども・子育て支援事業計画をつくったときと同じ形のままであることが果たして適当なのか。単に自治体の事務が大変であるということではなく、子ども家庭庁が創設されたこともあり、状況が変化している中で政策的効果も踏まえ、しっかり御議論をお願いしたい。

続いて33ページ、その他行政手続の効率化について、管理番号77番の身体障害者の判定時に医師の意見を求めることや、87番で障害者関係の業務管理体制の整備に関する届出事項が重複しているものがあるため、このような部分も見直してほしい。

次に、法令等の改正とは異なるが、省庁から技術的助言による周知等により現場の支障解決を図ってもらいたいというものである。31ページの管理番号56番、生産緑地法と公有地拡大法の手続の重複を合理化できないかという提案について、省庁も周知を検討する旨の回答があったので、その方向でお願いできればと思う。32ページの管理番号115番、国営土地改良の受益農業者の同意案件、これも定型的な施設更新ではっきりしているようなものは省略できないか、所管省も検討するということなので期待する。

また、34ページの管理番号186番、訪問型サービスを実施する場合の路上駐車の問題、これも警察庁の御回答を見ると、しっかり現場で指導していくとあるが、現場の声も踏まえて所管省の動きを後押ししてほしい。

35ページの管理番号51番、経営所得安定対策の作付面積の現地確認の方法について、航空写真等による確認も可能であるとのことであり、ドローンについても、現行制度で可能であればしっかりと周知してほしい。

気になるのが、35ページの管理番号23番である。障害支援区分の認定を要しない場合の調査方法の見直しについて、提案に対する厚生労働省の見解は、何も規定されないことを各自治体の判断で行っているだけであるとされており、必要ないと分かっていることはあえて知らせる必要はないと読めるようなものとなっている。しかし、各自治体が事務の参考としている事務処理要領には、訓練等給付の申請者に対しても区分認定が必要な者と同様に障害支援区分認定調査を実施する旨が記載されており、同じ項目の調査を実施するものとし読み取れない。よって、各自治体が厚生労働省の見解に基づいた正確な事務を行えるよう、事務処理要領を改正してほしい。しっかりと周知してもらっただけでも、提案している現場としては非常にありがたいと思うので、ぜひともそういう方向でお願いしたい。

最後に1点、懸念する意見があるのでお伝えする。36ページの管理番号137番、課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できないかということで、共同提案団体や追加共同提案団体が幾つか挙がっており、都市自治体も含まれている。モデル事業として実施している自治体はそれぞれの事業の目的、施策の効果を見極め、当然、個人情報等に配慮しながら慎重に進めていると思う。ただ、一般化するというになると、児童虐待は重要な問題ではあるが、課税情報を活用することについて懐疑的な声、慎重な検討も必要という声が上がっていることをお伝えする。

(大橋部会長) 次に、全国町村会から説明をお願いしたい。

(全国町村会) 本会の資料は37ページからであり、44、45ページに全事項に共通した内容についてまとめている。まず、今回の重点募集テーマである連携・協働について、人の動きが広域化し、様々な局面でデジタル化が進んでいる現在、行政区域にとらわれることなく連携・協働を図っていくことがますます重要になってくる。国が一律に定めるということは避けなければならないが、提案にも出てきているように、一定の様式の統一や連携の方法を示すなどの点において、国が役割を果たしていく必要がある。また、今後、デジタル手段を活用した情報提供や連携を一層進めていかなければならないが、その重要性を示している提案もあるため、ぜひ積極的な検討をお願いしたい。

続いて、もう一つの重点テーマである人材（担い手）確保である。町村は近年の厳しい財政状況や人口減少に伴い、人員の削減を進めてきている。その一方で、果たすべき業務は増大しており、1人で多様な業務をこなさなければならない状況である。こうした中で、建築技師や、いわゆるデジタル人材などの専門人材を町村単独で確保することは非常に困難な状況である。都道府県からの職員派遣や共同採用など、柔軟な連携・協働を通じて多様な人材の確保・育成を強力に推進してもらうことが重要である。さらに、行政の職員だけでなく、教育や福祉・医療など、住民生活に欠かせない専門人材も条件不利地域を多く抱える町村においては、不足が顕著になってきている。中山間地域や離島などの条件不利地域においても人材が集まるような制度の構築や様々な研修の充実など、財政的な支援を含めて検討を進めていただきたい。

また、人材不足を補完するためにリモートなどのデジタル技術を活用していくことも重要であるため、ぜひ規制の緩和などの検討を行ってほしい。

続いて、計画策定等についてである。これまでも負担の軽減について様々な提案があり、骨太の方針2022やナビゲーション・ガイド、骨太方針2023においても様々な記載をいただき、感謝申し上げます。特に制度の義務化・義務付けなどは例外的な措置だということや、骨太の方針2023においては、まず、計画以外の方式を検討することが定められ、計画によらざるを得ない場合の地方六団体の説明も盛り込まれた。各府省におかれては、記載された原則を遵守していただきたい。一方、地方に係る制度を検討する際に、計画によらざるを得ないとされた場合には、ナビゲーション・ガイドでは、できる規定を優先的に検討するとされた。また、実質的な義務付けであると受け止められることのないようにすると定められている。しかしながら、このようなできる規定によって定められた計画であっても、その計画の策定が交付金や補助金、財政措置等の要件になっている場合には、町村にとって計画の策定が必要となることには変わりはなく、多大な事務負担につながっているという実情がある。このため、地方に係る制度の検討において計画等の策定を規定する際には、計画の簡素化、他の計画との一体化、上位計画との統合等を可能にするなど、柔軟

な制度設計としてもらうよう、小規模団体における事務負担の軽減について、特段の配慮をお願いしたい。

ただ、計画の統合や事務負担の軽減という中で、今回、重点事項の計画に係る各省の回答を見ると、実際に進める場合に、いろいろな問題が出てくることも予想される。ぜひこの提案募集検討専門部会におかれては、引き続きリーダーシップを発揮していただき、各省庁に働きかけを引き続きよろしく願います。

次に、骨太の方針2023で定められた地方六団体の協議である。最近の法案では、義務付けよりできる規定が多くなってきているとは思いますが、できる規定となると、六団体としてもなかなか反対することは難しい。一方で、できる規定などの場合には補助金などの財政措置と絡めて問題になったり、あるいは時間がたつと計画が形骸化したりという、実際に策定してから問題になることが多い。これについても地方自治体からの声を聞いてもらい、チェックと見直しをお願いしたい。さらにナビゲーション・ガイドを実行するとすると、各省庁でいろいろな問題が出てくるのではないかと思う。その実態のフォローアップをぜひお願いしたい。

いずれにしても、計画策定は町村にとって大きな負担となっているため、それぞれの提案にあるように、他の計画による代替や、複数の手続の一体的な策定など、しっかりとやってもらいたいし、PDCAサイクルをしっかりと回せるように計画期間の長期化を図ることなどを実現していただきたい。

もう一つ、義務付け・枠付けについても、ぜひ迅速な対応をお願いしたい。

続いて、38ページから、重点事項のうち、全国町村会として意見を申し上げたものを中心に何点か申し上げる。今回、提案の中には少子化対策やデジタル化など、国としても強力に推進しようとしている施策に関するものも多い一方で、各省庁からの回答には、現行の制度がこうなっているからという回答が見受けられる。地方からの提案について、どうすれば国として進めようとする施策が推進できるかという大局的観点に立って、改めて制度の検討をお願いしたい。

38ページの重点事項1、管理番号8、県外診療分の全国決済制度の地方単独医療制度への適用である。この問題は全国町村会でも提起されたことがあるが、調べたところ可能であるということである。こうした取扱いについて、市町村から都道府県の国保連合会に委託できる旨を明確化するなど、地域において合意形成が円滑に進められるような措置をしてもらうよう、積極的な検討をお願いしたい。

続いて、38ページの重点事項4、管理番号55については妊産婦健康診査の広域化の話である。少子化対策に資するものであり、町村はその実情に応じて様々な取組を行っている。制度設計に当たっては全ての妊産婦が利用できるよう、市町村の取組状況や意見を十分に把握して検討してもらいたい。また、事前の情報提供や周知なども行い、町村が円滑に取り組めるような配慮もお願いしたい。

続いて、重点事項8、管理番号38、夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和である。関係府省からの第1次回答では、夜間中学も中学校であるという回答だったが、デジタル社会を実現しようという中で、夜間中学は特例的な取扱いが可能なのではないかという提案なので、ぜひ真摯な検討をお願いしたい。様々な背景を持つ児童の学びを保障するためには、遠隔授業などの提案団体の意見を十分に尊重し、教員免許を持っていない場合でも一定の要件を満たせば配置を可能とするなどの様々な方策が考えられるので、ぜひ積極的な検討をお願いしたい。

続いて、39ページの重点事項14、管理番号141、218、教科担任制の導入による加配要件の見直しについてである。提案団体をはじめとする条件不利地域の実情を踏まえると、兼務校で移動時間が非常にかかることがあり、基準の要件を満たすのが困難になっていることを御理解いただき、地域の実情に応じて配置できるよう、提案団体の意見を十分尊重し、検討してほしい。

続いて、重点事項14、管理番号219、英語専科指導加配に係る資格要件の緩和についてである。一定の要件が必要であることは理解するが、そもそも人材が確保・配置できない状況ではこどもの学びの保障につながらないし、教員の負担の軽減にもならない。府省からの回答には現状の考え方の周知を行うと書いてあるが、地域の実情に応じた指導・教育体制の構築のためにも、要件の拡大などができないか、積極的に検討いただきたい。

続いて、40ページの重点事項20、管理番号131、育児休業給付金の支給延長に係る手続の見直しについてである。これは全国市長会からも説明があったように、市町村の保育の窓口において非常に負担になっている。今回、閣議決定されたこども未来戦略方針では、様々な取組を行うということが示されている。保

育士の配置基準の見直しなども明記されているが、保育現場では保育士の担い手が不足しており、様々な問題が起こっている。ぜひ子育て世帯が窓口に行く必要がなくなり、市町村側も書類審査等の事務処理に追われることなく、真に必要な業務に注力でき、子育てを行う方々の希望が叶うよう、今後の少子化対策の見直しを踏まえて早急な検討をお願いしたい。これは制度をつくったときの建前と実態で齟齬が生じている事態と思うので、ぜひ実態をしっかりと関係省庁でも把握し、見直しを進めていただきたい。

続いて、41ページの重点事項24、管理番号180、子ども・子育て支援事業計画における問題である。量の見込みの算出方法については、ある程度簡略化について示されているが、改めてそのことの周知をお願いするとともに、複雑化している手引きを自治体職員が理解しやすいものとなるような改良もお願いしたい。この件は、計画の策定がいかに市町村の負担となっているかの一つの例となっている。全国市長会からも話が合ったように、別途計画の簡素化について議論していただきたい。

続いて、42ページの重点事項31、管理番号20、住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化である。これは、例えば国として一定の様式を示した上で、様式の統一化については各地方公共団体の判断に委ねるという方向もあろうかと思うので、ぜひ積極的に検討してほしい。

続いて、43ページの重点事項35、管理番号121、学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすることについてである。文部科学省からは公会計化を進めるべきという考え方が示されているが、様々な課題もあり、時間がかかると思う。それまでの間の措置として、提案団体の要望する歳入歳出外現金の対象事業の拡大も一つの案と思うので、ぜひ検討してほしい。

このほか、町村が提案団体になっているものは少ないが、都道府県又は市からの提案であっても、町村が関連するものもある。ぜひ実現に向けて検討してほしい。

もう一点、全国知事会から話のあった特定地域づくり事業協同組合についてである。これは条件不利地域が多い町村にとって非常にいい制度で、利用の拡大が進んでいるところである。そうした中で、この提案にあるような問題はあろうかと思う。この法律自体に見直し規定もあるので、これを行おうとしている団体の声を聞いてもらい、見直しを図ってもらいたい。

このほか、一般事項全般についても実現に向けて検討してほしいと思うので、ぜひよろしくをお願いしたい。

(大橋部会長) それでは、質疑を行う。

個別の提案について具体的に意見を聞かせてもらい、個別の提案に関して非常にリアリティを持って認識することができた。また、提案募集検討専門部会において議論を進めていく上で、地方からの具体的な提案、共同提案等が非常に追い風になり、ありがたく思っている。

今年もこども・子育て関係やデジタルの関係のものが多く、計画策定等についても、まだこのような状況かというものがああり、見直しにはやはり時間がかかるという認識である。

デジタルについては、今、国もいろいろと制度を変えており、何年か先にはこのくらい立派になるという話を聞く。ただ、地方からの提案が将来実現されるという確約をしっかりと取ることに加えて、実現まで何年か耐え忍ばなければならないが、この間を捨て置くわけにもいかないため、経過措置をどのようにしたらよいかについても聞くような形で、2段構えで議論を進めている。今、国がデジタル化をこれだけ進めていく中で、もう何年かするとデジタル政策が固まってしまうと思うので、その間にユーザーである自治体から、これが使い勝手が悪いとか、これを入れてほしいということを主張することが重要と思うので、そういう観点からの提案をぜひお願いしたい。これから2次回答が出てくるが、これはおかしいということがあれば、ぜひ具体例とともに言ってもらえると、こちらから関係府省に指摘しやすい。ぜひ連携を取って進めたいと考えているので、協力をお願いしたい。

あと一つ、確かに自治体がこれだけ大変だ、手間だということも非常に迫力はあるが、例えば域外で保険証が使えずに現金払いになってしまうというような提案は、市民が不便で行政も手間取っているという事例で非常に説得力があるので、市民が便利になるための地方分権改革なのだという観点からの提案をしてもらえると、非常にこちらとしても進めやすい。

以上、総論であるが、個別の案件は先ほどの御意見を承った上で、今述べた観点からの御協力をぜひお願いしたい。

(高橋構成員) 個々の提案については、大橋部会長が言ったように、御意見を踏まえてしっかり取り組んでいきたい。その上で、全国知事会に御教示いただきたい。14ページに、ナビゲーション・ガイドのような形で統一的に取り組むことが今後も重要ではないかという御指摘がある。従うべき基準については非常に難しいと思うが、それ以外に、地方側の課題意識として、横断的に取り組んでほしいということが今後何かあれば、積極的に御提示いただきたい。

(全国知事会) 御指摘のとおり、知恵を絞って御提言を申し上げたい。

(高橋構成員) 大橋部会長の御指摘のとおり、デジタル化などはここ4～5年で国がシステムを固めると思う。地方公共団体が実際にそれを使っていく場面で、現場の声を国の制度設計に反映させるための手順があったほうがいいと思うが、どうか。

(全国知事会) 御指摘のとおりだと思う。システムはマイナンバー制度の運用など、相当これからいろいろなことが、自治体の様々な業務の統一化のようなことも含めて動いていく。これらを進める中で、ナビゲーション・ガイドのように、気づきの部分をフォーマット化してもらい、その後の行政のプロセスの中に埋め込んでもらうのは重要と思う。

そのような中で、今回御提案があった東京都の事例はその一例になるかと思う。今の住基の仕組みそのものが分散管理で、その都度確認をするということが、ある意味で最高裁の判例から出てきている哲学にのっとなって言われてきていることであり、それを前提に、その都度照会をするという手続きが、J-LISが運用されているシステムの中にインプットされている。その哲学の部分と技術的な部分の、哲学がなかなか変わらないときに、この点をどう整理するかということと、哲学そのものがうまく乗り越えられるような仕組みができるかというのが、この提案について私どもの中で議論としてあった。

そういった両面からの視点でいろいろ御議論をいただき、関係省庁もこれまでのいろいろな経緯があってやっていることではあるが、俗にいうアウフヘーベンの新しい世界が生まれてくる。それが結果的に先ほど部会長からお話があったように、納税者、サービスの利用者、広く国民の利便にも資するというようなところが出てくると大変いいと思う。目指すべき理想は高いかもしれないが、統一的に取り組むようなものがあれば、一つの事例だけでなく各所に横串で広がっていくため、大変いいことではないかと思う。

(大橋部会長) 個別の案件を1つ1つ対応するには限界があるが、個別の案件に共通する問題、例えば、経由手続のようなものは多く出てきている。また、地方に都会の基準が当てはめられているような問題なども多く見られる。計画についてはルールをつくったので、ほかにも同様に個別提案から横串展開をしたいと考えており、高橋構成員から話があったように、意見を出していただくと非常にありがたい。ぜひ御協力をお願いしたい。

(勢一部会長代理) 計画策定について述べさせていただく。昨年度まで2年間、重点募集テーマとして多数の御提案をいただいた。それを基に今回ナビゲーション・ガイドまでたどり着き、府省に計画策定等の見直しに取り組んでもらうという局面まで来た。

これは同時に、地方自治体の側でもこういう府省の取組が進むということで、それを受けて、どのような形で各自治体が計画を効果的・効率的に活用するかということになる。そのため、各府省がこれから取り組むわけだが、それを地方側からもしっかりチェックをしてもらうのが、私は非常に大事だと感じている。

今回、各団体から総論的には評価をいただき、私は計画策定等に関するワーキンググループの座長を務めている関係で非常にありがたいと思っている。他方、まだこれから始まる仕組みでもあり、各地方自治体の職員と話をする、あまりまだ知られておらず、これからだと思ふ。現場でそういう取組があって、国の計画・制度が変わっていく。これを見ながら、足りない点などを言っていただくのは非常に大事であるため、各自治体の職員に、できるだけ早く多く知ってもらいたいと思う。

それに当たり、内閣府の地方分権改革推進室から何か手伝えることがないかや、地方三団体から何か御支援いただくことがないかを御検討いただくと非常にありがたい。

(伊藤構成員) 今年はデジタルやこども・子育ての関係もあるが、細かい事務手続等の改善に係る御提案について各府省と折衝すると、思っている以上に対応が厳しい印象を受けている。現場での支障事例を先方に理解していただくことが非常に重要と思うので、ぜひ引き続き情報提供を御検討いただきたい。

(大橋構成員) 計画策定等に関するワーキンググループに参加している中で、今後の検討に向けて非常に参考となる御示唆をいただいたと感じたのが、全国知事会からの御意見の中にあつた計画策定等について、努力義務規定やできる規定であっても弊害が生じている場面があるが、努力義務規定やできる規定とされてしまうと、なかなか反対しづらいというような御意見である。今後のナビゲーション・ガイドの在り方や、計画策定の見直し等を考えていくに当たって留意すべき点であると考えている。

(大橋部会長) 地方からの提案に対し、現行法ではこうなっていると省庁から回答されることがあるが、提案募集制度では法律を変えることも含めて再検討してもらうようお願いしている。全国市長会から話があつたように、要領や通知が、そうは読めないにもかかわらず、関係府省からは自分たちは知らせているという主張がされることがあるので、ぜひ具体的に、分かりやすく図や事例などを挙げて、もう一度周知してもらおうようお願いしている。

法令改正や通知発出まで幅広く扱えるのがこの提案募集方式のメリットと思うので、よろしく願いたい。

それでは、これで本日のヒアリングはこれにて閉会とする。なお、当部会で議論した内容は、8月4日に行われる地方分権改革有識者会議に報告する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)